

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年2月9日（平成30年（行情）諮問第83号）

答申日：平成30年5月11日（平成30年度（行情）答申第44号）

事件名：不服申立て処理状況調べの一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成29年9月29日付け厚生労働省発総0929第3号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。  
法5条1号、5号及び6号に該当しない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、平成29年7月31日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「行政不服審査法による審査請求に対して、諮問の時期（期間）が記載されている文書又は時期（期間）が推定することができる文書（直近年度のもの）」に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成29年11月13日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

なお、本件審査請求に係る開示請求について、法及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という。）に基づく処分に対する審査請求に係る対象文書については、平成29年9月27日付け厚生労働省発総0927第5号により別途開示決定を行っており（以下「別途開示決定」という。）、原処分は「行政不服審査法による審査請求に対して、諮問の時期（期間）が記

載されている文書又は時期（期間）が推定することができる文書（直近年度のもの）」のうち，法及び行個法以外の法律に基づく処分に係る対象文書についての開示決定である。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，原処分において不開示とした部分のうち，別表1に掲げる部分を新たに開示した上で，その余の部分については原処分を維持することが妥当であると考ええる。

## 3 理由

### (1) 本件対象行政文書の特定について

本件審査請求に係る開示請求は，「行政不服審査法による審査請求に対して，諮問の時期（期間）が記載されている文書又は時期（期間）が推定することができる文書（直近年度のもの）」に関して行われたものである。

処分庁においては各部局の審査請求について毎月月末時点の処理状況を各部局から大臣官房総務課へ報告しており，当該報告に係る調査票（直近である平成29年7月末時点のもの）を本件対象行政文書と特定した。

### (2) 不開示情報該当性について

#### ア 法5条1号の不開示情報

原処分により不開示とした部分には，特定個人の氏名及び審査請求人相互の人的関係が記載されている。

特定個人の氏名は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお，個人の権利利益を害するおそれがある情報であり，法5条1号に該当し，かつ，同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため，不開示とすることが妥当である。

また，審査請求人相互の人的関係については，特定の法律の特定の条項の規定により，一定の要件を満たす者が満額の老齢基礎年金等を受給するための一時金に係る審査請求について記載されている。

当該一時金については，平成28年度の支給決定者数は $x$ 名，支給申請を却下した者の数は $y$ 名，審査請求者の数は $z$ 名という状況であり（注． $x$ は，10以上20未満の数， $y$ 及び $z$ は，いずれも10未満の数），審査請求人に係る人的関係が明らかになれば，審査請求の日付や一般人が通常入手し得る報道情報など他の情報と照合することにより，特定の個人を識別できるおそれがあることから，法5条1号に該当し，かつ，同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため，不開示とすることが妥当である。

#### イ 法5条5号の不開示情報

原処分により不開示とした部分には、未裁決の不服申し立てに係る審理手続依頼年月日、審理員意見書受理年月日、不服審査会諮問年月日、不服審査会答申年月日、官総審査依頼年月日及び官総審査終了年月日が記載されている。

(ア) 別表2の通し番号1号ないし3号、5号ないし11号、17号、19号、20号、22号、24号ないし27号は、未裁決の不服申し立てに係る審理手続依頼年月日、審理員意見書受理年月日、不服審査会諮問年月日、不服審査会答申年月日、官総審査依頼年月日及び官総審査終了年月日に係る記載である。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）24条の規定により審査請求人が審査請求の不備を補正しないとき又は審査請求が不適法であって補正することができないことが明らかなきときは、行政庁は審査請求を却下することができることとされている。

審査請求の処理担当者が当該審査請求をこの規定に該当する見込みだと判断した場合、審理手続依頼年月日には「不要イ：却下する場合」と記載し、審理員意見書受理年月日には「－」と記載することとなるが、審理手続依頼年月日に具体的な日付の記載があれば、審査請求の処理担当者は、当該審査請求について却下をしない方向で事件の処理を進めていることが明らかとなってしまう。

また、行政不服審査法43条1項7号の規定により、審査請求を認容して審査請求に係る処分を取り消す場合は行政不服審査会への諮問を要しないこととされている。審査請求の処理担当者が、当該審査請求をこの規定に該当する見込みだと判断した場合、不服審査会諮問年月日には「不要オ：全部認容する場合」と記載し、不服審査会答申年月日には「－」と記載することとなるが、不服審査会諮問年月日及び不服審査会答申年月日に具体的な日付の記載があれば、審査請求の処理担当者が、当該審査請求について全部認容をしない方向で事案の処理を進めていることが明らかとなってしまう。

「厚生労働省文書決裁規程第4条に基づく専決事項について」（平成13年1月12日付け総発0718第5号大臣官房総務課長通知。以下「専決通知」という。）の規定により、不服の申立ての裁決に関する事項の多くは、審議会その他の合議制の行政機関の答申等に基づいてなされるもの以外については、大臣官房総務課長の合議を要することとされており、合議前に大臣官房総務課において裁決案の審査を行うこととしている。したがって、行政不服審査会への諮問を行わない場合は、官総審査依頼年月日及び官総審査終了年月日に具体的な日付が記載されることから、官総審査依頼年月日及び官総審査終了年月日に具体的な日付の記載があれば、審査請求

の処理担当者が、当該審査請求について全部認容又は却下をする方向で事案の処理を進めていることが推認される。

仮に審査請求中の個別の案件に関する行政庁内部の検討状況が公になれば、本来、専門的技術的な知見を踏まえつつ、公平中立の立場で行うべき審査請求の処理を担当する職員が、報道や外部からの圧力や干渉等をおそれて自己の見解を記載することに対する萎縮効果が生じ、内部の情報交換が妨げられ、将来の行政機関の内部又は相互間における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。

さらに上記の各年月日の情報は平成29年7月末時点の見込みにすぎず、まだ確定していない情報であり、審査請求の事務を進めていく過程において方針が変更されることがあり得る。例えば、審査請求が不適法であるかについては、審査請求の法律上の利益の有無など個々の事案に即した法解釈が必要となる場合があり、書類の形式的な不備の有無などと異なり客観的外形的に明らかなものではなく、行政庁内部での慎重な検討を踏まえて最終的な意思決定を行うことで確定するものである。

まだ確定していない情報が確定した情報と誤解されるおそれもあり、例えば、同種類別の審査請求が大量に行われている場合には、誤解された審査請求に対する行政庁の裁決の方針を前提に、国民が日常生活上の事実行為や法律行為を行うおそれがあり、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

さらに、当該個人の知人など特別の関係のある者が開示請求によって得た情報と当該特別の関係のある者が本人から聴取した情報を組み合わせることにより、通常第三者が知り得ない審査請求の裁決内容に係る行政庁内部の処理方針などの情報が開示請求を通じて第三者に開示されることとなり、審査請求人の個人情報に係る権利利益の保護の観点からも、不当に不利益を与えることとなる。

以上のことから、当該不開示部分は法5条5号に該当するため、不開示とすることが妥当である。

(イ) 別表2の通し番号12号、14号、16号は、未裁決の不服申し立てに係る審理手続依頼年月日及び審理員意見書受理年月日に係る記載である。

不開示情報に該当する理由は上記(ア)と同様である。じん肺管理区分の決定処分を取消しを求める審査請求については、じん肺法(昭和35年法律第30号)19条8項の規定により、行政不服審査会の諮問を要しないこととされているため、不服審査会諮問年月日及び不服審査会答申年月日については、あらかじめ「不要(ア)」と記載されている。

(ウ) 別表 2 の通し番号 1 3 号及び 1 5 号は、いずれも行政不服審査法に規定する審理手続に係る行為に関する記述である。この部分を開示した場合、審理手続の有無を明らかにすることとなり、上記 (ア) で前述した審理手続依頼年月日の欄への具体的な日付の記載の有無を開示するのと同様の意味を有することから、(ア) と同様の理由で当該不開示部分は法 5 条 5 号に該当するため、不開示とすることが妥当である。

(エ) 別表 2 の通し番号 2 1 号及び 2 3 号に係る不開示部分は、直接、裁決の方針が記述されており、上記 (ア) と同様の理由で当該不開示部分は法 5 条 5 号に該当するため、不開示とすることが妥当である。

#### ウ 法 5 条 6 号柱書きの不開示情報

不開示該当箇所は、いずれも上記イで不開示とした箇所と同一である。

上記イで前述したとおり、これらの不開示該当箇所については平成 2 9 年 7 月末時点の見込みにすぎず、まだ確定していない情報である。審査請求の事務を進めていく過程において個々の事案に即した検討が進んだ結果、方針が変更されることはあり得ることであり、審査請求中の個別の案件に関する行政庁内部の検討状況が公になれば、行政不服審査事務の性質上、上記イで説明したことに加え、審査請求の担当者の処理方針を踏まえつつ、行政庁内部の各部局が相互に連携しながら案件の進捗管理を行うことができなくなることから、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当である。

#### (3) 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした部分のうち、別表 1 の通し番号 1 号ないし 9 号については、法 5 条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

#### 4 結論

以上のとおり、本件対象行政文書のうち、原処分で不開示とした部分については、別表 1 に掲げる部分を新たに開示した上で、別表 2 に掲げる部分は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### 第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |                    |               |
|--------------------|---------------|
| ① 平成 3 0 年 2 月 9 日 | 諮問の受理         |
| ② 同日               | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月 2 2 日         | 審議            |

- ④ 同年4月13日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年5月9日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書である。

処分庁は、本件対象文書の一部について、法5条1号、5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分を取り消し不開示とした部分の開示を求めている。諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、別表1の3欄に掲げる部分を新たに開示し、その余の不開示部分である別表2の4欄に掲げる部分については、同条1号、5号及び6号柱書きに該当するとして原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示情報該当性について

本件対象文書は、一定の様式に記載されたものであり、表頭に、空欄（番号が記載される欄）、「不服申立ての種類別」欄、「概要」欄、「処理状況」欄、「備考」欄及び「担当課担当者（内線）」欄が設けられ、表側方向に、各審査請求等に係る処理状況等が記載されていることが認められる。

さらに、表頭の「処理状況」欄は、「①申立受理年月日」欄、「②審理手続依頼年月日」欄、「③審理員意見書受理年月日」欄、「④不服審査会諮問年月日」欄、「⑤不服審査会答申年月日」欄、「⑥官総審査依頼年月日」欄、「⑦官総審査終了年月日」欄、「⑧裁決書送付年月日」欄、「裁決内容」欄及び「処理期間（⑧－①）（日）」欄に区分されている（ただし、専決通知の規定により、裁決にあたり大臣官房総務課長の合議を要しない不服申立てに係る様式には、「⑥官総審査依頼年月日」欄及び「⑦官総審査終了年月日」欄が無い。）。

#### (1) 法5条1号該当性

##### ア 別表2の3欄に掲げる通番（以下「通番」という。）4

当該部分は、「概要」欄に記載された個人の氏名であり、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、また、個人識別部分であることから法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

##### イ 通番18

当該部分は、「備考」欄に記載された審査請求人相互の人的関係に

係る表記である。当該部分は、特定の法律の規定により一定の要件を満たす者の一時金に係る審査請求に関する情報であり、また、諮問庁の理由説明書（上記第3。以下同じ。）の3（2）アによると、当該一時金については、平成28年度の支給決定者数、支給申請を却下した者の数及び審査請求人の数は、いずれも極めて少ないとのことである。

このため、当該部分は、これを公にすると、関係者等において、審査請求人が特定されるおそれがあることから、法5条1号本文後段の特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当すると認められ、また、同号ただし書きイないしハに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

## （2）法5条5号及び6号柱書き該当性

ア 通番1ないし通番3，通番5ないし通番12，通番14，通番16，通番17，通番19，通番20，通番22及び通番24ないし通番27

（ア）当該部分は、「処理状況」欄の一部が開示とされているものである。なお、原処分では、「処理状況」欄について、審査請求の受理後未着手のもの、裁決が終了したもの、個別法による適用除外のものは、同欄の全てが開示されており、当該部分は、審査請求の処理の途上にあるものである。

また、審査請求の処理の段階に応じて、当該部分のうち、通番1ないし通番3，通番12，通番14，通番16，通番22及び通番24ないし通番27は、「②審理手続依頼年月日」欄及び「③審理員意見書受理年月日」欄が開示となっており、通番5，通番17，通番19及び通番20は、「②審理手続依頼年月日」欄ないし「⑤不服審査会答申年月日」欄が開示となっており、その余の部分である通番6ないし通番11は、「②審理手続依頼年月日」欄ないし「⑦官総審査終了年月日」欄が開示となっている。

（イ）諮問庁は、「処理状況」欄の一部を開示とした理由について、理由説明書の3（2）イ及びウの記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところ、おおむね下記aないしdのとおり説明する。

a 「②審理手続依頼年月日」欄及び「③審理員意見書受理年月日」欄を開示することにより明らかになる情報について

行政不服審査法24条の規定により審査請求人が審査請求の不備を補正しないとき等は、行政庁は審査請求を却下することが

できるとされている。担当者が、当該審査請求をこの規定に該当する見込みであると判断した場合、当該部分のうち、「②審理手続依頼年月日」欄には、本件対象文書の脚注にある「却下」を表す記号を記入し、「③審理員意見書受理年月日」欄には、「－」を記入することとなるが、却下しない方向で当該審査請求の処理を進める場合には、これらの欄に具体的な日付が記載されることとなる。

このため、当該部分を開示すると、審査請求が、却下される方向であるのか、又は却下されずに処理が進められているのかが明らかとなる。

- b 「④不服審査会諮問年月日」欄及び「⑤不服審査会答申年月日」欄を開示することにより明らかになる情報について

行政不服審査法43条1項7号の規定により、審査請求を全部認容して処分を取り消す場合は、行政不服審査会への諮問を要しないこととされている。担当者が、当該審査請求をこの規定に該当する見込みであると判断した場合、「④不服審査会諮問年月日」欄には、本件対象文書の脚注にある「全部認容する場合」を表す記号を記入し、また、却下に該当する見込みであると判断した場合は、上記aと同様の取扱いとしており、「⑤不服審査会答申年月日」欄には、「－」を記入することとなるが、全部認容又は却下しない方向で当該審査請求の処理を進める場合には、これらの欄に具体的な日付が記載されることとなる。

このため、当該部分を開示すると、審査請求が、全部認容又は却下される方向であるのか、または全部認容及び却下のいずれも行われずに処理が進められているのかが明らかとなる。

- c 「⑥官総審査依頼年月日」欄及び「⑦官総審査終了年月日」欄を開示することにより明らかになる情報について

審査請求を却下又は全部認容する場合、行政不服審査法43条1項6号及び7号の規定により、行政不服審査会への諮問は要しないこととされており、このように審議会その他合議制の行政機関の答申等に基づいてなされるもの以外については、専決通知の規定により、大臣官房総務課長の合議を要することとされており、また、合議前に同課において裁決案の審査を行うこととなっている。したがって、審査請求を却下又は全部認容する場合、行政不服審査会への諮問を要しないことから、同課において裁決案の審査を行うことになり、「⑥官総審査依頼年月日」欄及び「⑦官総審査終了年月日」欄に、具体的な日付が記載される。

このため、当該部分を開示すると、審査請求が、却下又は全部認容される方向であるのか、または却下及び全部認容のいずれも行われずに処理が進められているのかが明らかとなる。

d 当該部分を開示すると、上記 a ないし c のとおり、審査請求の処理の段階ごとに、却下又は全部認容される方向であるのか、または却下及び全部認容のいずれも行われずに処理が進められているのかが明らかとなり、公平中立の立場で行うべき審査請求の処理を担当する職員が、審査請求人や関係者等外部からの圧力や干渉等を受けるおそれは否定できず、また、当該職員がこれらの圧力や干渉等を受けることをおそれて自己の見解を記載することに対する萎縮効果が生じ、内部の情報交換が妨げられ、行政機関の内部又は相互間における率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれや、審査請求を取りまとめる部局において各部局から適切な情報が報告されなくなり案件の適切な進捗管理を行うことができなくなるおそれ等がある。

(ウ) 上記 (イ) d の諮問庁の説明は否定できず、当該部分は、これを公にすると、厚生労働省が行う審査請求に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法 5 条 6 号柱書きに該当し、同条 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 通番 1 3、通番 1 5、通番 2 1 及び通番 2 3

当該部分は、「備考」欄の不開示部分であり、このうち、通番 1 3 及び通番 1 5 は、行政不服審査法に規定する審理手続に関連する記載であり、通番 2 1 及び通番 2 3 は、裁決の方針に関連する記載であり、これを公にすると、審査請求の処理の進捗状況の内容が明らかになるものと認められる。

したがって、当該部分は、上記ア (ウ) と同様の理由により、法 5 条 6 号柱書きに該当し、同条 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号、5 号及び 6 号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条 1 号、5 号及び 6 号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条 1 号及び 6 号柱書きに該当すると認められるので、同条 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第 3 部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別紙（本件対象文書）

不服申立て処理状況調べ（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条の規定により行政不服審査会へ諮問する審査請求事案の処理状況が記載された平成29年7月末時点の調査票）

別表1 新たに開示する部分

1 対象文書名	2 頁	3 新たに開示する部分
不服申立て処理状況調べ（部局内専決）（改正行審法対象）健康局	1	項番6の処理状況欄中「④不服審査会諮問年月日」及び「⑤不服審査会答申年月日」
	2	項番31, 35の処理状況欄中「④不服審査会諮問年月日」及び「⑤不服審査会答申年月日」
	3	項番37から42までの処理状況欄中「④不服審査会諮問年月日」及び「⑤不服審査会答申年月日」
不服申立て処理状況調べ（部局内専決）（改正行審法対象）障害保健福祉部	28	項番15の処理状況欄中「④不服審査会諮問年月日」及び「⑤不服審査会答申年月日」
不服申立て処理状況調べ（改正行審法対象）年金局	31	項番1から8まで, 10, 12から15までの処理状況欄中「④不服審査会諮問年月日」から「⑦官総審査終了年月日」まで
		項番11の処理状況欄中「②審理手続依頼年月日」から「⑦官総審査終了年月日」まで
	32	項番16から32までの処理状況欄中「④不服審査会諮問年月日」から「⑦官総審査終了年月日」まで
	33	項番33から48までの処理状況欄中「④不服審査会諮問年月日」から「⑦官総審査終了年月日」まで
	34	項番50, 53, 58の処理状況欄中「④不服審査会諮問年月日」から「⑦官総審査終了年月日」まで

別表2 不開示を維持する部分

1 対象文書名	2 頁	3 通番	4 不開示を維持する部分	5 不開示情報 (法5条該当号)		
				1号	5号	6号 柱書き
不服申立て処理状況調べ(部局内専決)(改正行審法対象)健康局	1	1	項番6の処理状況欄中「②審理手続依頼年月日」及び「③審理員意見書受理年月日」		○	○
	2	2	項番31, 35の処理状況欄中「②審理手続依頼年月日」及び「③審理員意見書受理年月日」		○	○
	3	3	項番37から42までの処理状況欄中「②審理手続依頼年月日」及び「③審理員意見書受理年月日」		○	○
		4	項番43から48までの概要欄の末尾部分(氏名部分)	○		
		5	項番46の処理状況欄中「②審理手続依頼年月日」から「⑤不服審査会答申年月日」		○	○
不服申立て処理状況調べ(改正行審法対象)職業安定局	14	6	項番1から4までの処理状況欄中「②審理手続依頼年月日」から「⑦官総審査終了年月日」まで		○	○
不服申立て処理状況調べ(改正行審	15	7	項番1, 3, 7から10までの処理状況欄中「②審理		○	○

法対象) 労働基準局			手続依頼年月日」から「⑦官総審査終了年月日」まで			
	16	8	項番12, 14から19まで, 21, 22の処理状況欄中「②審理手続依頼年月日」から「⑦官総審査終了年月日」まで		○	○
	17	9	項番23, 24, 26から34までの処理状況欄中「②審理手続依頼年月日」から「⑦官総審査終了年月日」まで		○	○
	18	10	項番35から44まで, 46の処理状況欄中「②審理手続依頼年月日」から「⑦官総審査終了年月日」まで		○	○
	19	11	項番47, 48, 50から53までの処理状況欄中「②審理手続依頼年月日」から「⑦官総審査終了年月日」まで		○	○
不服申立て処理状況調べ(部局内専決)(改正行審法対象)労働基準局	20	12	項番5の処理状況欄中「②審理手続依頼年月日」及び「③審理員意見書受理年月日」		○	○
		13	項番5の備考欄		○	○
	21	14	項番13, 19から22までの処理状況欄中「②審理手続依頼年月日」及び「③審理員意見書受理年月日」		○	○
		15	項番13, 20の備考欄		○	○
	22	16	項番23から31までの処理状況欄中「②審理手続依頼年月日」及び「③審理員意見書受理年月日」		○	○

不服申立て処理状況調べ（部局内専決）（改正行審法対象）援護局	23	17	項番3, 6, 8, 9, 11, 12の処理状況欄中「②審理手続依頼年月日」から「⑤不服審査会答申年月日」まで		○	○
		18	項番9の備考欄中の一部	○		
	24	19	項番13, 16から24までの処理状況欄中「②審理手続依頼年月日」から「⑤不服審査会答申年月日」まで		○	○
	25	20	項番26から30までの処理状況欄中「②審理手続依頼年月日」から「⑤不服審査会答申年月日」まで		○	○
不服申立て処理状況調べ（改正行審法対象）障害保健福祉部	26	21	項番2の備考欄		○	○
不服申立て処理状況調べ（部局内専決）（改正行審法対象）障害保健福祉部	28	22	項番15の処理状況欄中「②審理手続依頼年月日」及び「③審理員意見書受理年月日」		○	○
	29	23	項番27, 28の備考欄		○	○
不服申立て処理状況調べ（改正行審法対象）年金局	31	24	項番1から8まで, 10, 12から15までの処理状況欄中「②審理手続依頼年月日」及び「③審理員意見書受理年月日」		○	○
	32	25	項番16から32までの処理状況欄中「②審理手続依頼年月日」及び「③審理員意見書受理年月日」		○	○
	33	26	項番33から48までの処理状況欄中「②審理手続依頼年月日」及び「③審理員意見書受理年月日」		○	○

	3 4	2 7	項番 5 0 , 5 3 , 5 8 の処 理状況欄中「②審理手続依 頼年月日」及び「③審理員 意見書受理年月日」		○	○
--	-----	-----	--	--	---	---